

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書24-12 地盤改良工 R04.11.10 質問書に対する回答③	R04.11.10 質問書に対する回答③に「運搬距離によらず、セメント系固化材の調達に必要な運搬費は当該単価に含めるものとお考えください」とありますが、セメント固化材をA県から現場まで運搬することを想定した場合、セメント固化材の単価は、A県の単価(運搬費込み)にA県から現場までの運搬費を加えた金額と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	個別の費用計上方法についての是非はお答えすることができません。貴社が適正と考える方法で必要な費用を計上願います。